

## 1 条例改正の目的


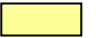
現在本市では、「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」に基づき、清潔で美しいまちづくりを目指すための施策を行っています。

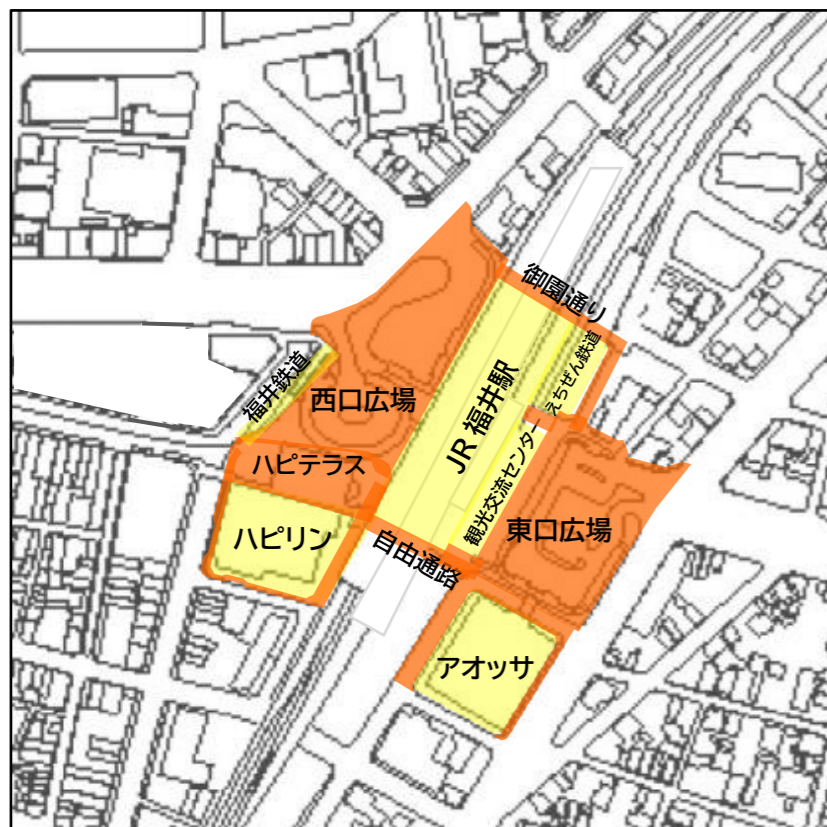
令和6年春の北陸新幹線福井開業により来街者の増加が見込まれる中、福井駅周辺の環境美化を図ることを目的に「福井市空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する条例」を一部改正し、路上喫煙を規制するものです。



また、たばこの火による事故や受動喫煙による健康被害などを防止し、市民等の安全で健康な生活環境を確保します。

なお、令和4年度に実施した「ふくeアンケート」の結果、福井駅周辺で路上喫煙を規制することについて7割以上の方の支持を得ています。

## 2 路上喫煙にかかる禁止区域の指定について

- ・「路上喫煙禁止区域」は、福井駅西口及び東口広場やその周辺とします。(下図 )
- ・ただし、JR福井駅、福井鉄道、ハピリン、アオッサについては、それぞれの施設管理者が隣接する喫煙所での喫煙を促すなどの管理を行っているため、規制の対象外とします。(下図 )



-  路上喫煙禁止区域
-  規制対象外

## 3 改正（案）の概要

### 1. 用語の定義について（第2条）

- ・「喫煙」、「路上喫煙」、「道路等」の用語について定義します。

### 2. 路上喫煙禁止区域の指定について（第11条及び第12条）

- ・市長が、たばこの吸い殻の投棄やたばこの火による事故、受動喫煙のおそれがあると認められる場所を「路上喫煙禁止区域」に指定することができるようにします。
- ・路上等での喫煙が、市民等に被害を及ぼすことのないよう禁止区域内における路上喫煙を禁止します。

### 3. 命令及び罰則について（第14条及び第20条）

- ・市長が、禁止区域内で路上喫煙をしている者に対して、路上喫煙を直ちにやめるよう命令を行うことができるようにします。
- ・命令に従わない場合には、現行の罰則規定を適用し、10,000円以下の過料に処します。

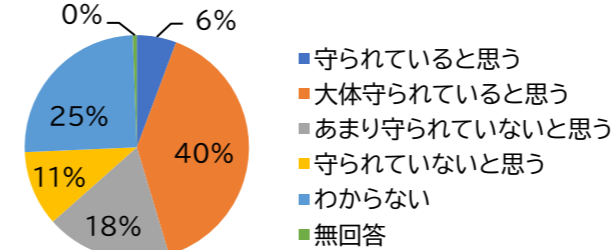
## 4 今後のスケジュール

令和5年6月28日～7月18日	パブリック・コメントの実施
令和5年8月中旬	パブリック・コメントの意見集約・結果公表
令和5年9月	9月定例会に条例改正（案）の提案
令和6年3月1日	条例施行

### （参考）「ふくeアンケート」（令和4年度第2回）の結果について

令和4年10月20日から11月30日の期間で実施された「ふくeアンケート」において、たばこのポイ捨てと路上喫煙の規制に関するアンケートを行った。

あなたは、JR福井駅周辺において、たばこの捨て方のマナーが守られていると思いますか。



あなたは、JR福井駅周辺のたばこのポイ捨てを防ぐため、路上喫煙を規制する必要があると思いますか。

